

令和 8 年度親子のための相談LINE事業委託業務  
公募型プロポーザル実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 8 年 2 月 25 日

児童相談・養育支援室長

1 趣旨

この公告は、長野県（以下「県」という。）が、実施する「令和 8 年度親子のための相談LINE事業委託業務」の受託者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めています。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

令和 8 年度親子のための相談LINE事業委託業務

(2) 業務内容

子育てや親子関係について悩んだときに、子ども（18歳未満）とその保護者の方などが相談できる窓口としてSNS（LINE）上に令和 5 年度に開設（国のSNS相談システム活用）している親子のための相談LINEについて、現在は児童相談所が相談対応を実施しているが、相談対応の充実・強化や児童相談所の業務負担軽減のため、業務を専門性の高い事業者に委託します。

詳細については、別添「令和 8 年度親子のための相談LINE事業委託業務仕様書（案）」（以下、「仕様書（案）」という。）において定めるものとします。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

(4) 委託上限額

18,150千円（上限額・税込）

(5) 仕様書

別添仕様書（案）のとおり

3 応募資格要件

次の要件のすべてを満たす者とします。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。

(2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け

- 22 管第 285 号) に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
  - (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
  - (5) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
  - (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
  - (7) 同種・類似の事業に係る実績があること。
  - (8) 県が主催するプレゼンテーション審査及びその後の長野県庁で行う打合せ等に常時参加できる者であること。

#### 4 公募型プロポーザルの参加手続

公募型プロポーザルの参加希望者は、下記の提出書類を提出してください。

##### (1) 提出書類

ア 参加申込書（要領様式第 3 号および第 3 号の附票 2）

イ 参加要件具備説明書類総括書（要領様式第 3 号の附票 1）

##### (2) 提出期限

令和 8 年 3 月 5 日（木） 午後 5 時（必着）

##### (3) 提出方法

持参、郵送、電子メール又は F A X により、長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課児童相談・養育支援室まで提出してください。（提出先は 17 を参照。また、電子メール又は F A X の場合は必ず電話等で到着確認をお願いします。）

#### 5 公募型プロポーザル参加に際しての留意事項

- (1) 公募型プロポーザル参加者は複数の提案書の提出はできません。
- (2) 提出された書類に虚偽又は不正があつた場合は失格とします。
- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) 参加に要する経費は、すべて参加者の負担とします。
- (5) 参加申請書提出後に辞退する場合は、辞退届 [任意様式] を提出してください。

#### 6 公募型プロポーザル方式による業務委託候補者選定

業務委託候補者（以下「委託候補者」という。）の選定は、公募型プロポーザル方式により行います。

受託を希望する方は、公募型プロポーザルに参加申し込みを行い、以下のとおり提案を行ってください。提案内容等について書類及びプレゼンテーション審査の上、本事業の実施に最も適した提案者を委託候補者とします。

なお、プロポーザル参加に係る諸経費は、全て参加者の負担になります。

## 7 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び参加要件具備説明書類に基づき審査します。

## 8 非該当理由に関する事項

- (1) 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を提案書の提出期限（12(2)）の3日前までに、書面により児童相談・養育支援室長から通知します。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により児童相談・養育支援室長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- (3) 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
- (4) 非該当理由の説明請求の受付
  - ア 受付場所 17を参照。
  - イ 受付時間 上記(2)の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

## 9 その他の留意事項

応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

## 10 説明会

説明会は、以下のとおり行います。

### (1) 説明会実施日時

日時 令和8年3月9日（月）午後2時から（30分程度）

### (2) 開催方法

オンライン会議

※別途、参加申込書記載のメールアドレスに会議URLを送ります。

## 11 応募に関する質問

提案書作成に関する質疑については、以下の手順により受け付けます。

### (1) 受付期限

令和8年3月11日（水） 午後5時まで

### (2) 質問様式

様式第6号を使用し、以下の項目を明記してください。

ア 電子メールの件名は「令和8年度親子のための相談LINE事業委託業務に関する質問」としてください。

イ 質問者の所在地、商号又は名称、電話番号、担当者所属・氏名及び電子メールアドレス等を記載してください。

ウ 質問の表題を電子メール本文の冒頭に記載してください。

エ 提案書の審査に係る質問には回答できません。

(3) 送付方法

電子メールにより、長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課児童相談・養育支援室まで送付してください。

なお、提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。  
(送付先等は17を参照)

(4) 回答方法

質問者及び本事業参加希望者全員に対し、原則として電子メールにより回答します。

(5) 回答期日

質問毎に随時回答します。

## 12 提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（要領様式第8号）

イ 企画書（要領様式第8号附票）

ウ 見積書（要領様式第14号）

本事業実施にあたり、必要な経費の全額を示すとともに、その内訳がわかるように記載してください。合計額は2(4)に示す上限額以内となるようにしてください。

エ 参加希望者の会社概要またはパンフレット（写し可）

(2) 提出期限

令和8年3月18日（水） 午後5時まで

(3) 提出方法

直接持参又は郵送（午後5時必着）により長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課児童相談・養育支援室まで提出してください。（提出先は17を参照。）

ただし、郵送の場合は、提出期限までに発注機関に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、到達したことを17の担当者に確認してください。

(4) 提出部数

7部（原本1部、コピー6部）

## 13 審査

委託候補者の選定は、以下のとおり行います。

(1) 審査方法

提出書類及びプレゼンテーションにより選定します。

時間は各者30分程度（説明20分、質疑10分）を予定します（公募数により今後変更する場合があります）。

(2) 審査基準

別表のとおり

(3) プレゼンテーション実施日時

日時 令和8年3月23日(月) ※時間は個別に連絡します。

※Web会議システム(Zoom)での実施を予定しています。詳細は各参加者に個別に連絡します。

(5) 審査結果通知

審査結果については、速やかに参加者に文書でお知らせします。

14 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

(1) 提案書を提出した者のうち提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により児童相談・養育支援室長から通知します。

(2) 上記(1)以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を見積業者非選定通知書により児童相談・養育支援室長から通知します。

(3) 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案審査委員会審査書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、児童相談・養育支援室およびこども・家庭課等の関係部署において閲覧に供します。

15 非選定理由に関する事項

(1) 14(2)の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により児童相談・養育支援室長に対して非該当理由について説明を求められます。

(2) 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。

(3) 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 17を参照。

イ 受付時間 上記(1)の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

16 委託候補者の選定後の手続き等

(1) 見積書の提出

ア 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日等明けまで)に、見積書を提出するものとします。

イ 見積書が、アの期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。

ウ 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。

エ 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

(2) 契約手続き

ア 県は、長野県財務規則（昭和42年長野県規則第2号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとします。

イ 本業務の業務委託仕様書は委託候補者が提出した提案書が基本となりますが、委託候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。

(3) 契約保証金

当該業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければなりません。ただし、長野県財務規則第143条各号に該当する場合は納付を免除します。

(4) 委託料の支払い

ア 委託料の支払いは、各月の業務終了後に提出される月例報告書に基づき、契約内容を確実に履行していることを確認した上で支払います。

イ 本業務を実施するにあたり必要がある場合は、前金払いすることができます。

(5) 業務の再委託

受託者は、本業務の全部を第三者に委託することはできません。

ただし、部分的な業務について第三者に再委託をせざるを得ない場合は、こども・家庭課児童相談・養育支援室と協議してください。

(6) 個人情報の取扱い

受託者が業務を行うにあたり取得した個人情報の取扱いについては、長野県個人情報保護条例等に基づき、適正に行ってください。

(7) 守秘義務

受託者は、業務委託にあたり業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

(8) その他

ア 本事業は県からの委託事業のため、事業の成果は県に属します。

イ 委託契約の締結にあたっては、地方自治法や長野県財務規則をはじめとする諸規定が適用されます。

ウ 本公募は令和8年度当初予算成立後、速やかに事業を開始出来るようにするため、予算成立前に募集の手続きを行うものです。本件契約の締結は令和8年度当初予算の成立及び当該予算が執行可能になることが前提であり、今後、内容等の変更や契約を締結しないこともありますので、あらかじめご了承ください。

17 提案書等の提出先、問い合わせ先

〒380-8570（住所不要）

長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課児童相談・養育支援室（県庁４階）

電 話：026-235-7099（直通）、F A X：026-235-7390

E-mail：jido-shien@pref.nagano.lg.jp

担 当：渡辺、渡邊

（別表）

審査項目	審査内容	配点
実施体制の評価	○必要な職員が確保され、事業が適正に実施できる体制が取られているか。 ○本稼働までの事務の流れ及びスケジュールが実現可能なものか。 ○個人情報や相談者のプライバシーに配慮した環境が整っているか。	20
事業内容の評価	○事業の趣旨や必要性を十分に理解しているか。 ○虐待や自死などが疑われる相談に対して、適切な対応方法が示されているか。 ○利用者が使いやすいような工夫やサービス向上に向けた取組、その他独自提案などがあるか。	40
見積額の評価	○見積額は委託概算額の上限額内であり、より価格が低いのか。 ○算定根拠は明確に示され、妥当な内容となっているか。	10
事業実施能力の評価	○類似履行実績から、本事業の実施計画は実現性が高いか。 ○相談対応の経験などから適切な業務遂行能力が認められるか。 ○親子のための相談LINEの運営等に関する十分な知識や実績を有しているか。	30
合 計		100